

守谷市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月  
守谷市教育委員会

## 目次

1 計画の趣旨・現状	p.2
2 計画の期間	p.3
3 目標	p.3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の対象者及び内容	p.4～9
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	p.9

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

教職員の勤務状況を抜本的に改善し、心身ともに健康な状態で、専門性を最大限に発揮し、児童生徒の教育に邁進できる環境を構築することを目的とする。具現化のためには、単に在校等時間の削減を求めるだけでなく、業務の精選と徹底的な効率化を通じて、教職員の時間と心に「余白」を創出することが重要である。

創出された時間は、教材研究の深化、個別の児童生徒と向き合う質の高い時間、教職員自身の研鑽(教育のプロフェッショナルとしての成長)とすることで、守谷市の教育の質の保証と向上の実現を目指す。これにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、より質の高い教育を提供できるようにする。

本市は、子育て世代の転入が多く、未来志向の教育環境整備への期待が高い地域特性を有している。本計画は、こうした地域社会の期待に応えるため、教職員が職務に対する誇りと高い専門性を保持し、持続的な情熱をもって子どもたちと向き合えるよう、学校、教育委員会、そして保護者・地域社会が一体となった「教育コミュニティ」全体での支援体制を確立することを重視する。

守谷市教育委員会は、教職員の「ウェルビーイング」確保こそ、守谷市の未来創造の土台となるものであると捉え、より実効性のある「働き方改革」を推進する。

### (2) 本市の現状

本市ではこれまで、守谷型カリキュラムマネジメントの展開や小学校教科担任制度の導入、校務支援システムの整備、プール授業の委託化などに取り組んできた。また、教職員の時間外在校等時間の助言に関する方針として、「守谷市学校管理規則(平成18年守谷市教育委員会規則第5号)第24条に上限を定めている。

令和6年度の教職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

校種	年平均(月あたり)	月45時間を上回る職員の割合	月80時間を上回る職員の割合
小学校	26.52 時間	15.5%	0%
中学校	36.42 時間	20.2%	1%

依然として、時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合は約15~20%と少なくない。特に中学校においては、生徒指導に関する保護者対応、部活動指導、各種調査・報告書等の作成などの業務に対する負担感が大きく、教職員の業務の適正化及び教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが喫緊の課題となっている。

## 2 計画の期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間とする。

なお、情勢の変化に応じ、毎年度末に中間見直しを実施し、必要に応じて計画の修正を行うものとする。

## 3 目標

超過勤務を解消し、健康を確保することで、教職員が本来の職務である「教育に注力できる環境」を創り上げることを目指す。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

目標項目	現状値 R7.3.31 現在	令和8年度	令和9年度	令和10年度 目標値(KPI)
1年間における月45時間を上回る職員の割合を0%にする【教育指導課】	31.47% 小26.52% 中36.42%	21.0%	11.0%	0%
年間における月平均時間外在校等時間を30時間以内、年間360時間以内にする【教育指導課】	月45時間 年間540時間	月40時間 年間480時間	月35時間 年間420時間	月30時間以内 年間360時間以内

### (2) ワーク・ライフ・バランス、働きがい等に関する目標

目標項目	現状値 R8.2.6 現在	令和8年度	令和9年度	令和10年度 目標値(KPI)
子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教職員の割合を80%以上にする	58.78%	65.0%	72.0%	80.0%
仕事と生活の調和がとれていると回答した教職員の割合を80%以上にする	44.44%	56.0%	68.0%	80.0%

#### 4 業務量管理・健康確保措置の対象者及び内容

本計画の対象職員は、守谷市立学校(小学校、中学校等)に勤務する教職員(校長、副校長、教頭、教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、講師等を含む)とする。

##### (1) 業務量管理に関する措置

###### ① 勤務時間の上限設定と客観的な把握

###### ア 勤務時間の上限設定の徹底

時間外勤務の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、超過勤務の常態化を解消する。時間外勤務の上限を超える場合、学校から教育委員会への事前報告と事後措置を義務付ける。

###### イ 勤務時間の客観的な把握

全ての職員について、勤怠管理システム等の客観的な方法により勤務時間を記録・集計し、管理職はこれを基に勤務実態を把握する。

###### ウ その他

勤務時間外の電話については、音声案内を活用する。

###### ② 業務の精選・削減(「業務の 3 分類」に基づく具体的措置)

教育委員会と学校が連携し、「業務の 3 分類」を踏まえた抜本的な業務の見直しを推進する。

##### A 学校以外が担うべき業務

項目	具体的な措置
登下校時の通学路における日常적인見守り活動	① 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。 ② 児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	③ 放課後から夜間における見回りについては、警察による見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。 ④ 補導された児童生徒の引取については、保護者が第一義的な責任を負うことについて関係者間で認識を共有する。

学校徴収金の徴収・管理	⑤ 学校徴収金(給食費除く)の徴収・管理は、公会計化し教育委員会が徴収・管理を行う。
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	⑥ 地域学校協働活動推進員などが中心となって行うものとし、教職員間の適切な役割分担を行う。
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が困難な事案への対応	⑦ 保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、法的な側面から指導・助言を行い、学校の問題解決を支援する専門家(スクールロイヤー)を活用する。

## B 教師以外が積極的に参画すべき業務

項目	具体的な措置
調査・統計等への回答	⑧ 教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。また、校務支援システムの機能を最大限に活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	⑨ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等も積極的に参画しつつ、必要に応じてスクールサポートスタッフや ICT 支援員なども活用する。
ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	⑩ 教育委員会と連携し、GIGAスクール運営支援センター、ICT 支援員が主体となって行う。
学校施設・設備等の管理	⑪ 民間プール施設を活用し、かつプー

	<p>ル授業を業務委託することで教職員のプール管理・授業に係る負担を減らす。また、校内の地域開放施設（コミュニティースペース）の管理業務については、事務手続等の電子化をさらに推進し、負担軽減を促進する。</p>
校舎等の開錠・施錠	<p>⑫ 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。</p>
児童生徒の休み時間における安全への配慮	<p>⑬ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番制等による負担軽減を促進する。</p>
校内清掃	<p>⑭ 学級担任等は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。</p>
部活動(段階的な地域移行)	<p>⑮ 土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するなど地域連携・地域展開を推進する。</p>

### C 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

項目	具体的な措置
授業準備・採点作業・成績処理	<p>⑯ 授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフを積極的に配置するとともに、校務支援シス</p>

	<p>テムの機能や採点ソフト等を活用し、事務負担を軽減する。</p>
<p>学校行事の準備・運営</p>	<p>⑰ 学校行事については、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行うとともに、教師と事務職員及び支援スタッフとの協働を促進し、必要に応じ、業務委託を検討する。</p>
<p>支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>	<p>⑱ スクールカウンセラー(県)、スクールソーシャルワーカー(市)、医療的ケア看護職員(市)、介助補助員(市)等の人材と教師の協働を促進する。不登校児童生徒への対応については、総合教育支援センターの機能強化を促進する。</p>
<p>給食の時間における対応</p>	<p>⑲ 給食時の児童生徒の見守りにについては、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。</p>
<p>部活動(休養日の設定と指導時間の上限設定)</p>	<p>⑳ 平日、土日それぞれ1日以上「部活動休養日」を全校で統一して設定し、遵守させる。指導時間を原則として平日2時間以内、休日3時間以内とするガイドラインに基づき、超過する場合は校長が是正指導を行う。</p>

## (2) 学校における措置の推進

- ① 学校が定める学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込むとともに、管理職の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、時間外勤務等の削減や年次有給休暇の取得促進に関する目標を積極的に設定する。

- ② 管理職は、職員会議や打ち合わせ、働き方改革に関する学校の目標を所属職員と共有するとともに、教職員一人ひとりがワークライフバランスを意識し、主体的に業務改善に取り組めるよう働きかける。
- ③ 業務量管理・健康確保措置を盛り込んだ学校経営方針に基づいて、学校経営計画・学校評価報告書を作成し、学校運営協議会から評価を受けることとする。
- ④ 教職員の健康増進を図るため、定時退校日や最終退校時間の設定など、各学校の実情に応じた教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組みを進める。
- ⑤ 管理職は、特定の教職員が負担過重とならないよう、適切な分掌組織体制と支援体制を構築する。
- ⑥ 管理職は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。
- ⑦ 校務 DX チェックリストに基づいた自己点検の達成状況を目標に掲げ、校務の効率化を図る。

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ① 医師による面接指導
  - 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に、速やかに医師による面接指導を実施する。
- ② 勤務間インターバルの確保
  - 終業から始業までに、11 時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に全校で取り組む。
- ③ 年次有給休暇の取得促進
  - 全職員に対し、土日・祝日と合わせた年次有給休暇の計画的取得及び各校に対して、まとまった日数を連続して取得するよう促す。
- ④ 定時退校日・一斉閉校期間の設定
  - 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上、また最終退校時間を設定するよう促す。
  - 従来どおり、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑤ メンタルヘルス対策の充実
  - 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、集団分析の結果を活用して職場環境の改善を推進する。心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて健康管理医等による助言・指導を促す。
- ⑥ 柔軟な働き方の推進
  - 早出遅出勤務などに対応する環境整備については、令和 8 年度中に検討する。
- ⑦ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアルを作成し、教職員が安心して働ける環境を整備する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 推進体制と役割分担

#### ① 教育委員会

計画全体の推進と進捗状況の管理を行う守谷市立学校働き方改革推進会議(仮称)を設置し、定期的に進捗を確認する。

#### ② 学校(管理職)

校長は本計画に基づき「学校運営改善計画」を策定し、教職員への周知と徹底、勤務時間管理の責任を負う。校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

### (2) 評価・検証・指導

#### ① 取組状況の公表

市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育委員会において報告し、守谷市ホームページで公表する。

#### ② 目標達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システム等で把握する。

#### ③ 個別支援・指導の実施

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

### (3) 保護者・地域との連携強化

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について積極的な協力を得られるよう促す。